

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第18号

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（昭和40年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第8条の2 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。<u>以下「令」という。</u>）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）の属する世帯の世帯主は、四日市市国民健康保険特例対象被保険者等届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第8条の2 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）の属する世帯の世帯主は、四日市市国民健康保険特例対象被保険者等届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(保険料の減免)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第22条第2号の規定による減免額は、次の各号に定める範囲内とする。</p> <p>(1) <u>旧被扶養者に係る所得割額については、所得の状況にかかわらず、当分の間、これを免除する。</u></p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第22条第2号の規定による減免額は、次の各号に定める範囲内とする。</p> <p>(1) <u>旧被扶養者に係る所得割の10分の10</u></p>

(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次に掲げる割合により、これを減免する。ただし、減額賦課が5割又は7割の軽減該当世帯に属する旧被扶養者に該当する場合は、この限りでない。

ア 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者 5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者 軽減前の額の3割

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、次に掲げる割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯の減額賦課が、5割又は7割の軽減該当世帯又は特定世帯（令第29条の7第2項第8号イに規定する特定世帯をいう。）である場合は、この限りでない。

ア 減額賦課非該当世帯 5割

イ 減額賦課2割軽減該当世帯 軽減前の額の3割

ウ 減額賦課非該当の特定継続世帯 特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割2.5割 軽減前の額の2.5割

(2) 旧被扶養者に係る均等割の10分の5（条例第17条第1項第1号又は第2号に該当する場合を除く。）

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に係る平等割の10分の5（条例第17条第1項第1号又は第2号に該当する場合を除く。）

<p>エ <u>減額賦課 2割軽減該当の特定</u> <u>継続世帯 特定継続世帯に該当</u> <u>することによる世帯別平等割</u> <u>2.5割軽減及び減額賦課 2割</u> <u>軽減前の額の1割</u></p>
--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市国民健康保険条例施行規則第20条3項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(健康福祉部保険年金課)